

中札内村部活動指導員設置要綱

(設置目的)

第1条 この要綱は、中札内村立中札内中学校（以下「中学校」という。）における部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減から、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員（以下「部活動指導員」という。）の任用、職務、災害補償、服務等に関し必要な事項を定める。

(任用)

第2条 中札内村教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員を任用することができる。

2 部活動指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

3 部活動指導員は、技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を図る。

(任期)

第3条 部活動指導員の任期は、任用の日から当該年度の末日までとする。

2 部活動指導員は、再任することができる。

(職務)

第4条 部活動指導員は、中学校の校長の監督を受け、技術的な指導に従事することとし、次の各号に掲げる職務を行う。なお、中学校の校長は部活動指導員に顧問を命じることができる。

- (1) 実技指導
 - (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
 - (3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
 - (4) 用具・施設の点検・管理
 - (5) 部活動の管理運営（会計管理等）
 - (6) 保護者等への連絡
 - (7) 年間・月間指導計画の作成
 - (8) 生徒指導に係る対応
 - (9) 事故が発生した場合の現場対応
 - (10) 前各号に定めるもののほか、部活動に関し中学校の校長が必要と認める事項に関すること。
- 2 部活動指導員が置かれた場合であっても、これらの職務を部活動顧問が行うことを妨げない。

(災害補償)

第5条 部活動指導員の公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき補償するものとする。

(服務)

第6条 部活動指導員は、その職務を遂行するにあたっては、「中札内村立学校の部活動の在り方に関する方針」を遵守し、中学校の校長の指示に従わなければならない。

2 部活動指導員は、中学校の校長及び担当教諭等と連携を図るとともに、「中札内村立学校の部活動の在り方に関する方針」に沿って活動しなければならない。

3 部活動指導員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 部活動指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等の支給)

第7条 部活動指導員の報酬及び費用弁償は、第1号会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）のとおりとする。

(研修)

第8条 部活動指導員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

(解任)

第10条 教育委員会は、部活動指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解任することができる。

- (1) 自己の都合により辞任を申し出たとき。
- (2) 部活動指導員の職務の遂行に必要な適格性を欠くとき。
- (3) 第6条に規定する服務に違反したとき。
- (4) 教育委員会が、部活動指導員の任用の必要がなくなつたと認めたとき。

(辞任)

第11条 部活動指導員は、任期中において自己の都合により辞任しようとするときは、辞任しようとする日の30日前までに申し出ることとする。

(実績報告)

第12条 中学校の校長は、部活動指導員の毎月の勤務実績について、部活動指導員活動実績簿（様式第1号）により、教育長に提出するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。